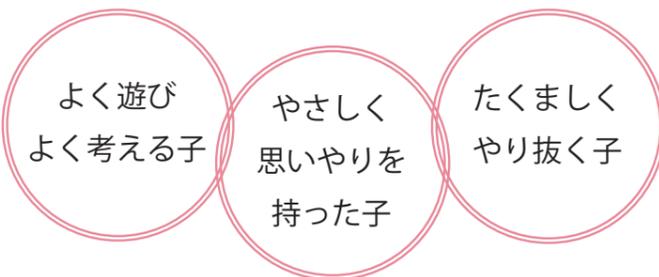


平成 26 年度 松前幼稚園・古城幼稚園

園児募集

こんな子どもに育てたい
生きる喜びにあふれ
自分らしく輝く幼児の育成



全身で絵の具遊び
体をいっぱい動かして表現しよう!



ドミノタワーに挑戦
友達と協力しながら…



お母さんたちと一緒に誕生会
「おめでとう」「ありがとう」親子で伝え合おう!



手作り弁当いただきます
みんなで食べるとおいしいね!



地域の人と触れ合って
おはようの握手うれしいな!

- 入園資格
町内に住所があり、在住している3歳児
(平成 22 年 4 月 2 日～23 年 4 月 1 日生まれ)
※ 4、5 歳児の入園希望者は学校教育課へお問い合わせください。
- 保育時間
・登園 8 時 30 分～9 時
・降園 月 12 時、火～金 14 時
※火～金は手作りのお弁当を持たせてください。
※親子で通園してください(駐車場少し有)。
- 定員
松前幼稚園 35 人、古城幼稚園 35 人
※定員を超える場合は抽選とします。
※現在 3、4 歳児のクラスに兄、姉がいる場合は優先します。
- 申し込み方法
学校教育課に入園願を提出してください(印鑑が必要)。
入園願は町ホームページ、学校教育課、各幼稚園にあります。
- 入園料と授業料
入園料 5,000 円 授業料 6,000 円(月額)
- 受付期間
9 月 2 日(月)～17 日(火) 8 時 30 分～17 時 15 分
(土・日、祝は除く)
- 学校教育課 ☎ 985-4134 / 松前幼稚園(北黒田 966-2) ☎ 984-1456 / 古城幼稚園(筒井 1387-1) ☎ 984-2354

7月1日より 専業主婦(夫)の年金が改正されました

◎専業主婦(夫)の年金(第3号被保険者)って?
会社員や公務員(第2号被保険者)に扶養されている配偶者となるため、保険料を納める必要はありません。しかし、会社員の夫が退職した場合や専業主婦自身の年収が増えたときなどは、変更手続き(第3号から第1号被保険者への切り替え)をして保険料を納めなくてはなりません。手続きが2年以上遅れると、2年以上前の保険料の納付ができないため、保険料の「未納期間」が発生します。

◎今回の改正により:
手続きを行うことで「未納期間」を「受給資格期間」に含めることができるようになります。

◎国民年金保険料専用ダイヤル
☎ 0570-0111-050
松山西年金事務所国民年金課
☎ 925-5175

◎「下水道の日」の由来
下水道の普及を図るため、昭和36年に「全国下水道促進デー」として始まり、平成13年には「下水道の日」に変更されました。下水道の役割の一つが浸水対策であることから、台風シーズンのこの時期が選ばれました。

◎松前町の下水道
平成14年度から利用できるようになり、現在、筒井・浜・南黒田・北黒田・西古泉の一部地区で利用されています。今後下水道の整備を進めていきます。

◎下水道の役割
くみ取り便所

◎「下水道を利用する皆さんへ」
公共下水道に排水を流す場合は必ず使用開始の届け出を、使用を一時的に止める場合などは使用休止の届け出をしてください。

問 上下水道課下水道業務係
☎ 985-4126



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

住まいから 描く日本の 未来地図、 住宅・土地統計調査にご協力を

10月1日に5年に一度の住宅・土地統計調査が行われます。
この調査は、全国の約350万の世帯を対象とする、住宅・土地に関する最も基本的な調査です。調査結果は、国や地方公共団体において、耐震や防災を中心とした都市計画の策定などに幅広く利用されます。

調査をお願いするお宅には、知事が任命した調査員が9月下旬に調査票を持って伺いますので、調査票への記入をお願いします。
調査内容を統計の作成以外の目的に使用することは一切ありません。
財政課統計電算係
☎ 985-4101

地籍調査成果の閲覧

平成 24 年度に地籍調査を行った「北黒田の一部地区」と「北川原の一部地区」の地籍図原図と地籍簿案の閲覧を実施します。期間内に確認し、測量や調査上の誤りがある場合は、申し出てください。

日時・会場
▶「北黒田の一部地区」
8 月 30 日(金)～9 月 20 日(金)
…役場 2 階会議室

▶「北川原の一部地区」
8 月 30 日(金)～9 月 2 日(月)
…北川原集会所
9 月 3 日(火)～9 月 20 日(金)
…役場 2 階会議室

【共通事項】
閲覧時間は 9～17 時まで。
9 月 8 日(日)・15 日(日)を除く。

産業課国土調査係 ☎ 985-4127

気をつけよう 国保資格喪失後の受診

就職などで職場の健康保険に加入すると国保の資格は喪失します。職場の健康保険の保険証が届いていない間に、国保の保険証で受診しないようしましょう。職場の健康保険が負担すべき保険給付を町が負担したことになるので、町が立替えた分を受診者に負担してもらうこととなります(町負担分を支払い後、その費用を職場の健康保険に請求することは可能)。

◎職場の健康保険に加入したら？
 国保資格喪失手続(保険証の返還)

まさき文化祭 参加者募集

フリーマーケット出店者

▼日時 10月27日(日)10時～16時

▼場所 松前公園体育館西側広場

▼資格 町内在住で個人かグループによる出店(業者は不可)

▼参加費 無料

▼出店品 家庭の余剰品、リサイクル製品、手づくり品など(飲食物、動物は不可)

▼申し込み方法 はがきに住所、氏名(グループはグループ名と代表者名)、電話番号を記入して申し込み。

獅子舞競演会

▼日時 10月26日(土)12時～

▼場所 役場前特設舞台

▼資格 各分館の獅子舞保存会ほか

▼申し込み方法 はがきまたは電話で、住所、団体名、代表者名、電話番号を知らせて申し込み。

【共通事項】

▼締め切り 9月25日(水)

▼申込先 〒791-3192 松前町大字筒井631番地 社会教育課生涯学習係 ☎985-4135

参加者募集 シルバースポーツフェスティバルinまさき

参加者募集

▼日時 10月17日(木)9時～

※雨天時は18日(金)

▼場所 松前公園多目的広場・体育館

▼種目 クロケット、グラウンドゴルフ、ターゲットバードゴルフ、卓球、バウンドテニス

※申し込みは1人1種目に限る。

▼参加資格 町内に在住または在勤する昭和28年4月1日以前生まれの人

申し込み方法 申込書に必要事項を記入して、提出してください。

▼申込書配布場所・申込先 松前公園体育館、松前総合文化センター、東・西・北公民館

▼締め切り 9月24日(火)17時

☎社会教育課社会体育係 ☎985-4138

介護保険の福祉用具購入費・住宅改修費の受領委任払いが利用できます

介護保険を利用して、福祉用具の購入や住宅改修を行う場合には、利用者が一度費用の全額を支払い、その後町へ申請をして保険給付分(9割)の支払いを受ける「償還払い」を原則としています。

しかしこの方法だと、一時的に利用者の負担が大きくなるため、保険給付分を町から直接事業者に支払い、利用者は保険給付対象の一割のみ負担する「受領委任払い」の方法が利用できるようになってきます。

▼対象者 要介護・要支援認定を受けている人で、介護保険料の滞納がない人

▼手続き 福祉用具の購入前や住宅改修の施工前に指定された業者との事前承認などの手続きを行ってください。

※給付限度額などがあり、保険給付の対象外の部分は全額自己負担となります。

※受領委任払いの詳しい手続きなどは、お問い合わせください。

☎保険課介護保険係 ☎985-4115

交通安全啓発イベント 第5回おたたさんで交通茶屋

秋の全国交通安全運動(9月21日～30日)のイベントとして、「第5回おたたさんで交通茶屋」を開催します。

- ◎日時 9月21日(土) 11時～
- ◎場所 エミフルMASAKI グリーンコート
- ◎内容 松前町交通安全推進協議会員で作成したオリジナル交通安全ポスターのお披露目、交通安全グッズの配布、パトカーや白バイの試乗



☎町民課コミュニティ係 ☎985-4228

●ココロつたえる オモイつながる

ふれあいフェスティバル2013

- ◎日時 9月8日(日) 11時～16時30分
- ◎場所 エミフルMASAKI グリーンコートほか
- ◎内容 人権マンガパネル展示や松前小の金管バンド演奏、ダンスステージなどの各種イベントを開催予定。
- ☎愛媛県県民環境部人権対策課 ☎912-2455

●松山広域デーの開催

愛媛FC VS 東京ヴェルディ

- ◎日時 10月6日(日) 14時キックオフ
- ◎場所 ニンジニアスタジアム(とべ動物園横)
- ◎チケット 9月1日から松前公園体育館にて販売します。松山広域デー特別価格(800～1,000円引き)
 - B席 一般1,000円 小中学生 500円
 - C席 一般 500円 小中学生 ご招待
 ※アウェイ側の席になる可能性があります。
- ※必ず、事前に招待チケットを引換所で交換してください。
- ☎社会教育課社会体育係 ☎985-4138

まさきファミリー・サポート・センター 「ma★ma・ほっと」 会員募集

子育てのSOSにお応えする会員登録制の組織です。会員同士の相互援助を有料で行っています。保育施設(保育所、幼稚園、放課後児童クラブなど)への送迎、保育施設の開始前や終了後の預かり、産前産後の援助、保護者や子どもの病気・緊急時の援助に利用できます。



★子育ての手助けをしてほしい人(利用会員)

◎対象となる子ども 0歳から小学6年生まで

登録希望者は下記までお問い合わせください。登録後、利用会員とサポート会員が顔合わせをして、具体的な援助方法を話し合います。

★子育ての手助けができる人(サポート会員)

20歳以上の社会人で、子育ての援助ができる人であれば、性別、資格の有無は問いません。下記の講習(無料)などを受けた後、実際のサポート活動に入ってもらいます。

サポート会員養成講座

◎日時 9月18日(水)～20日(金)9時30分～16時

◎場所 松前町総合福祉センター 2階集会室

◎内容 ・子どものかかわり方 ・小児看護の基礎知識 ・サポート事業の心得、概要についてなど

◎申し込み 9月2日(月)～17日(火)に電話でご予約ください。 ※サポート活動をするためには、本講座とは別に、月1回ほど開かれる講座を受講したり、実習を行ったりする必要があります。

☎まさきファミリー・サポート・センター ☎960-3269 (受付時間 平日8時30分～17時 土曜日8時30分～12時)

9月20日～26日は「動物愛護週間」

ペットとの絆を結ぼう

ペットは私たちの生活に潤いと安らぎをもたらしてくれます。ペットの存在が、家庭内の会話を増やしたり、いたわりの心や、命を預かる責任の重さと命の大切さを教えてくれます。また時には、ペットの存在が生きていく力や明日への希望になることもあります。人と動物は強い絆を結ぶこともあるのです。

しかし、その絆はただペットを飼えば生じるものではありません。動物との絆は、毎日きちんと世話をし、ペットの命を守り、ペットの気持ちになって考え、一緒に幸せになろうと努力し実行していく過程で結ばれ、少しずつ太く強くなっていくものです。

強い絆で結ばれた人とペットは、思いもかけない事態に襲われた時も乗り越えていけるでしょう。どんな時もずっと一緒にいられるために、あなたとペットとの間に強い絆を結びましょう。

環境省作成「人と動物の絆」より

ペットを飼うときは

<モラルとマナー>

動物を飼うことは、動物の命を預かりその一生に責任を持ち、最後まで面倒を見ることです。飼い主は、ペットが健康で快適に暮らせるように心掛けることはもちろん、他人や隣近所に迷惑をかけないようにする義務があります。人とペットが共生する社会の実現には、飼い主のモラルとマナーが欠かせません。

<迷子にさせないために>

○迷子札を着用しましょう

※「犬鑑札」・「狂犬病予防注射済票」は愛犬への装着が義務付けられています。これらは、迷子札としての役目も果たします。

○首輪や鎖を定期的に点検しましょう

※古くなったり緩んでいたりしていると、雷や花火などの大きな音に驚いて、首輪などが外れ逃げてしまう場合があります。



動物愛護フェスティバルえひめ2013

日時 9月29日(日) 11時～15時30分

場所 愛媛県動物愛護センター(松山市東川町乙44-7)

催し物 動物愛護セレモニー、犬のしつけ方教室、アジリティ(障害物走)実演、警察犬模範演技、ポニーの乗馬体験、移動ふれあい動物園、動物相談など

☎愛媛県動物愛護センター ☎977-9200

動物愛護啓発パネル展

動物の愛護と適正な飼育について関心と理解を深めてもらうために、動物愛護についてのパネル展示をします。

日時 9月6日(金)～12日(木)(土、日は除く)

場所 役場庁舎1階ロビー

☎町民課生活環境係 ☎985-4117